

○国土交通省令第八十三号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条の四第一項及び第四十四条の三並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十條第四項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年八月三十日
建設業法施行規則等の一部を改正する省令
（建設業法施行規則の一部改正）
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（国土交通大臣が調査等を行う事項） 第二十八条の二 法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、建設工事の請負契約の締結及び履行の状況とする。</p>	<p>（新設）</p>

（権限の委任）

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号八、法第十五条第二号八若しくは法第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条第一項、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項（調査の結果の公表に関する部分を除く。）、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）

十三 法第四十条の四第一項の規定により同項の調査の結果を公表し、並びに同条第二項の規定により中央建設業審議会に対し当該調査の結果を報告し、及びその求めに応じて説明をすること。

十四〇十六（略）

十七 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

2

（略）
十八〇二十五（略）

（権限の委任）

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号八、法第十五条第二号八若しくは法第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条第一項、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）
（新設）

十三〇十五（略）

十六 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

2

（略）
十七〇二十四（略）

<p>附則</p> <p>1 この省令は、建設業法施行の日から施行する。 (令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の特例) 2 令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域(石川県の区域に限る)内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについて令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七个月前の日」とあるのは、「令和四年十月二十八日」とする。</p>	<p>附則</p> <p>この省令は、建設業法施行の日から施行する。</p>
<p>第二條 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>(建設部の所掌事務) 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事。 三、四十四 (略)</p>
<p>改正前</p> <p>(建設部の所掌事務) 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関する事。 三、四十四 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>(建設業適正契約推進官) 第三十八條の二 建設部に、建設業適正契約推進官一人を置く。 2 建設業適正契約推進官は、命を受けて、建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関する事務で重要事項に関するものを整理する。</p>

<p>(計画・建設産業課の所掌事務) 第八十一條 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 三 建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事。 四、二十五 (略)</p>	<p>(計画・建設産業課の所掌事務) 第八十一條 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 (略) 三 建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関する事。 四、二十五 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(事業振興部の所掌事務) 第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、三十八 (略) 三十九 建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事。 四十、五十七 (略) 第三十九條 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事。 三、十八 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(事業振興部の所掌事務) 第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、三十八 (略) 三十九 建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関する事。 四十、五十七 (略) 第三十九條 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関する事。 三、十八 (略)</p>

附則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年九月一日)から施行する。